

竜王町結婚支援事業補助金を開始します！

◆ 竜王町結婚支援事業補助金について

結婚のきっかけとなる出会いの場の提供等を実施される住民主体の事業に対して、補助金を交付します。

◆ 補助金額は

- 補助金の額は、一事業当たり10万円を上限とします。（令和8年度の予算は20万円です。）
- 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てます。
- 同一団体（構成員が4分の1以上同じ者で構成する団体は同一団体とする）への交付は、同一年度において20万円を限度とします。

◆ 対象となる活動は

町内で実施される公益的な事業であって自らが企画、運営および実施する活動で、次のような活動を対象とします。

- 【1】結婚を希望する者を対象とした継続した結婚相談事業
- 【2】異性とのコミュニケーション能力向上に資する事業
- 【3】結婚を希望する者を対象とした次に掲げる出会いの場を創出する事業
 - ア 20歳以上の者を対象として実施する事業
 - イ 参加者総数が10人以上である事業
 - ウ 参加者の半数以上の者が町内に在住または勤務する者である事業
 - エ 参加者から事業の趣旨を踏まえた適正な参加料を徴収する事業

《対象とならない活動は》

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 政治的活動または宗教的活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する内容を含む事業
- (4) 国、県、町および公益法人が実施する他の財政的支援を受けている事業または受ける予定の事業

◆ 対象となる団体は

補助の対象となる団体は、次の項目に該当しなければなりません。

- (1) 町内に活動拠点を有すること。
- (2) 5人以上で構成され、その内の半数以上が町内に在住、在勤または在学していること。

と。

※営利を目的とする団体、政治および宗教活動を目的とする団体および暴力団もしくはその構成員などの統制下にある団体は除きます。

◆ 補助対象となる経費は

補助金の対象となる経費は、活動や事業を実施するために直接必要となる経費とします。

【補助対象経費】

報償費	外部講師、指導者等に対する謝礼
旅費	外部講師、指導者等の交通費、宿泊費
消耗品	事業の実施に必要な事務用品、コピー代等
燃料費	事業の実施に必要な燃料代
印刷製本費	資料、パンフレット等の印刷代
光熱水費	事業の実施に必要なガス、水道代等
材料費	事業の実施に必要な材料、資材等
通信運搬費	事業に係る切手、電話代等
役務費	事業の実施に係る保険代等
使用料および賃借料	会場使用料、機器等借上料等
備品購入費	事業の実施に必要な備品の購入（注）
体験型レクリエーション費および飲食費	事業の実施と不可分な費用の1/2以内

※備品購入費は補助対象経費の1/4以内とします。

【補助対象とならない経費】

- 団体構成員の慰労または懇親を目的とした食糧費
- 団体の恒常的な運営に係る経費（事務局恒常経費など）
- その他事業実施に直接関わらない経費、社会通念上適切と認められない経費
- 領収書等により実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費

◆ 補助対象の活動期間は

令和9年3月31日までに完了する事業を対象とします。

翌年度以降も継続して行う活動も可能ですが、補助金は継続して交付されるものではなく、その年度のみとなります。

募集時にすでに取り組んでいる活動も対象としますが、補助金交付決定日以降にかかる経費に対してのみ補助します。

◆ 応募に必要な書類は

- 募集期間中に、次の書類を添えて提出してください。

1	竜王町結婚支援事業補助金交付申請書	様式あり
2	竜王町結婚支援事業活動団体概要書 *団体の規約(会則等)を添付してください。	様式あり
3	竜王町結婚支援事業計画書	様式あり
4	竜王町結婚支援事業収支予算書	様式あり

◆ 募集期限および提出先(問合せ先)

- 募集期限

令和8年5月19日（火）※ただし、予算の範囲内で追加募集する場合があります。

- 提出先（問合せ先）

竜王町役場未来創造課

TEL：0748-58-3701

FAX：0748-58-1388

E-mail：info@town.ryuoh.shiga.jp

◆ 審査方法

申請書により、竜王町結婚支援事業審査委員会が書類審査し、その審査結果に基づき町長が交付決定します。（内容によっては、ヒアリングを実施します。）

◆ 審査基準

	項 目	内 容
1	社会的公益性	社会的な公益向上が見込める事業であるか。
2	実現性	実行可能な方法、スケジュール、予算で事業計画が立案されているか。
3	全般的な評価	補助金だけに頼らず自力で資金確保に努めようとしているか。活動している内容がより発展し、多くの人に広がる可能性が高いか。

※審査員がそれぞれの項目について評価し、最終協議の上決定します。

◆ 事業成果の公表

補助金を受けた団体には、補助事業終了後、実績報告書類を提出していただきます。このほか、事業成果報告会への参加などの協力をお願いすることがあります。